

令和7年4月吉日

保護者様

市川市立行徳小学校
校長 白石 恵介

携帯電話の学校への持込みについて

陽春の候、保護者の皆様にはご健勝のことと存じます。また、日頃より本校教育活動への多大なご尽力を賜り、誠に有難うございます。

さて、携帯電話の持込みにつきまして、持込みを希望される場合は、下記申請書類を各担任までご提出ください。

記

○携帯電話について

本校では、以下の文部科学省の通知に基づき、学校への児童の携帯電話の持込みは、原則禁止といたします。（※1）ただし、登下校における安全確保のためやむを得ない場合につきましては、特別に許可をいたします。（※2）

学校における携帯電話の取扱い等について（文部科学省の通知 平成21年1月30日）

1 学校における携帯電話の取扱いについて

（1）小学校中学校

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。※1
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。（以下略）※2

○携帯電話の申請及び使用方法について

- ・申請をされる方は、携帯電話の学校への持込み許可申請書にご記入の上、担任までご提出ください。
- ・申請後、学校に持ち込む際には、学校生活の中では使用しないことを家庭でも十分指導してください。また、使用する場合は、担任の許可を得て、下校後に教室内にて使用することとなっております。また、危険を伴うため、登下校中の使用は避けてください。
- ・使用状況等により、携帯電話の持ち込みを取り消すこともあります。
- ・学校内においての携帯電話の紛失、故障または他の児童が原因で破損した場合なども学校は責任を負いかねますので、ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

※本申請につきましては、単年度ごとの申請となります。必要になった時には、隨時申請できます。

キ

リ

ト

リ

令和7年 月 日

市川市立行徳小学校長 宛

令和7年度 携帯電話の学校への持込み許可を申請します

年 組 児童 氏名

保護者氏名

印

申請の理由